



滋賀・京都・大阪
兵庫・奈良・和歌山
各労働局発表
平成26年3月27日



照 会 先	滋賀労働局労働基準部 健康安全課 電話：077-522-6650
	京都労働局労働基準部 健康安全課 電話：075-241-3216
	大阪労働局労働基準部 安全課 電話：06-6949-6496
	兵庫労働局労働基準部 安全課 電話：078-367-9152
	奈良労働局労働基準部 健康安全課 電話：0742-32-0205
	和歌山労働局労働基準部 健康安全課 電話：073-488-1151

近畿2府4県の労働局が【ゼロ災】を合い言葉に ロゴマークを共有し労働災害の撲滅をめざします！

滋賀労働局（局長：野田 律）、京都労働局（局長：森川善樹）、大阪労働局（局長：中沖 剛）、兵庫労働局（局長：前田芳延）、奈良労働局（局長：荒川あや子）、和歌山労働局（局長：樺葉伸一）では、究極の目標である「災害ゼロ、疾病ゼロ」を実現するため、「ゼロ災」の旗印の下、統一したロゴマークを定め、各労働局が策定した労働災害防止推進計画の取組を強力に推進します。

各労働局では、来年度に予定しているそれぞれの取組を通し、労働災害の防止に向け気運の向上を図ることとしています。

このロゴマークを、社内報やポスター、ホームページなど、労働災害防止を呼びかけるメディアで積極的に使用してください。どなたでも無料で自由に使っていただけます。

ロゴマークのダウンロード、使用にあたっての注意事項など、詳しくは各労働局のホームページをご覧ください。

厚生労働省は、平成25年2月に「労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため」平成25年度を初年度として、5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた「労働災害防止計画」を策定しました。（第12次労働災害防止計画）

これを受け、全国の各労働局は局ごとに「労働災害防止推進計画」を定め、それぞれの施策を推進しています。

この労働災害防止推進計画は、それぞれの地域性を考慮して定められたことから、目標や手法が異なりますが、「災害ゼロ、疾病ゼロ」は全ての関係者が究極の目標としてめざすべきところです。

このたび、近畿2府4県の労働局では、「ゼロ災」をキャッチフレーズに、統一したロゴマークを定めました。これにより、近畿の6労働局が強力にスクラムを組んで「災害ゼロ、疾病ゼロ」をめざし、それぞれの労働災害防止推進計画の取組を実施することとしました。

今後、各労働局が行う労働災害防止に関する取組には「ゼロ災・〇〇」のロゴマークが使用されます。

近畿2府4県の労働局が 平成26年度に予定している主な取組

大阪労働局



- 「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」 平成25年度～29年度
- 「命綱GO活動」(いのちつなごう活動) 平成26年度～29年度
- ★ 局長現場パトロール(6月)
- 大阪府建設業労働災害防止大会(6月)
- ◆ ゼロ災・大阪安全見える化運動推進大会(7月1日)
- ◆ 大阪職場の健康づくりフォーラム(10月1日)
- 建設業労働災害防止協会大阪府支部・局幹部ご安全にパトロール(11月)
- 建設現場一斉監督・個別指導(12月)

滋賀労働局



- 熱中症の予防啓発(5月)
- 建設業労働災害防止強化週間(7月20日から1週間)
- ★ 局長現場パトロール(7月)
- 建設業安全衛生大会(7月)
- ◆ 滋賀地方安全衛生大会(10月8日)
- 滋賀県産業安全の日(11月15日)
- 滋賀県産業安全の日無災害運動(11月1日から1か月間)
- 建設現場一斉監督・個別指導(12月)

京都労働局



- 熱中症の予防啓発(5月)
- 京都ゼロ災3か月運動(7月1日～9月30日)
- ★ 局長現場パトロール(7月)
- ◆ 京都安全衛生大会(7月7日)
- ◆ 地区安全衛生大会(6月・10月)
- 京都労働基準協会各支部主催安全衛生セミナー(11月)
- 建設現場一斉監督・個別指導(12月)

兵庫労働局

ゼロ災兵庫

- ・ 「兵庫リスク低減運動」 平成 25 年度～平成 29 年度
- ・ 「兵庫建設業労働災害防止強化月間」(7月)
- ・ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部各分会との合同パトロール(7月)
- ◆ 兵庫ゼロ災・リスクアセスメント推進大会(7月)
- ★ 局長現場パトロール(7月)
- ・ 「兵庫交通労働災害防止運動」(9月)
- ◆ 兵庫労働安全衛生大会(10月)
- ・ 兵庫県建設業労働災害防止大会(11月)
- 建設現場一斉監督・個別指導(12月)

奈良労働局

ゼロ災奈良

- ・ 熱中症の予防啓発(5月～6月)
- ・ 「3ヶ月無災害運動」(6月1日～8月31日)
- ・ 建設業労働災害防止協会奈良県支部各分会との合同パトロール(年4回)
- ★ 局長現場パトロール(7月)
- ◆ 奈良県産業安全衛生大会(10月)
- 建設現場一斉監督・個別指導(12月)

和歌山労働局

ゼロ災和歌山

- ・ 熱中症の予防啓発(6月)
- ★ 局長現場パトロール(7月)
- ・ 職場の健康診断実施強化月間(9月)
- ◆ 第54回和歌山県労働安全衛生大会(10月7日)
- ・ メンタルヘルス対策強化月間(11月)
- 建設現場一斉監督・個別指導(12月)

- ★ 労働局長による事業場のパトロール
- ◆ 安全衛生大会など
- 災害多発が懸念される年末の一斉指導

平成26年 近畿ブロック労働災害発生状況

死亡災害発生状況(速報)

(平成26年2月末日現在)

業種	大阪			京都			兵庫			滋賀			奈良			和歌山			計		
	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率
全産業	6	5	20.0%	1			8	5	60.0%	3	-100.0%		4	2	100.0%	2	1	100.0%	21	16	31.3%
製造業	2	3	-33.3%										1			1			4	3	33.3%
鉱業																					
建設業	1	1					3	1	200.0%				3	1	200.0%		1	-100.0%	7	4	75.0%
交通運輸業																					
陸上貨物運送事業	1	1		1			1	2	-50.0%										3	3	
港湾荷役業																					
林業							2													2	
商業							1	1												1	1
うち小売業							1	1												1	1
その他の事業	2						1	1			3	-100.0%		1	-100.0%	1			4	5	-20.0%
うち社会福祉施設								1													1
うち飲食店																					

死傷災害発生状況(速報)

(平成26年2月末日現在)

業種	大阪			京都			兵庫			滋賀			奈良			和歌山			計		
	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率	26年	前年同期	増減率
全産業	608	596	2.0%	186	149	24.8%	401	359	11.7%	102	106	-3.8%	102	95	7.4%	98	76	28.9%	1,497	1,381	8.4%
製造業	159	157	1.3%	30	28	7.1%	117	93	25.8%	39	41	-4.9%	26	22	18.2%	25	14	78.6%	396	355	11.5%
鉱業		1	-100.0%	1			2				1		1						4	2	100.0%
建設業	65	53	22.6%	29	20	45.0%	53	53		15	7	114.3%	17	11	54.5%	18	22	-18.2%	197	166	18.7%
交通運輸業	27	20	35.0%	11	11		9	10	-10.0%		2	-100.0%	2	3	-33.3%	4			53	46	15.2%
陸上貨物運送事業	104	114	-8.8%	27	17	58.8%	56	49	14.3%	11	12	-8.3%	12	14	-14.3%	5	3	66.7%	215	209	2.9%
港湾荷役業	1						3	3											4	3	33.3%
林業				4	1		6	5	20.0%	1	1		4	3		9	5	80.0%	24	15	60.0%
商業	78	75	4.0%	25	18	38.9%	52	33	57.6%	8	14	-42.9%	10	14	-28.6%	8	8		181	162	11.7%
うち小売業	57	48	18.8%	20	11	81.8%	46	24	91.7%	6	11	-45.5%	9	13	-30.8%	6	7	-14.3%	144	114	26.3%
上記以外の事業	174	176	-1.1%	59	54	9.3%	103	113	-8.8%	28	28		30	28	7.1%	29	24	20.8%	423	423	
うち社会福祉施設	18	30	-40.0%	10	10		12	14	-14.3%	1	6		4	4		7	4	75.0%	52	68	-23.5%
うち飲食店	24	13	84.6%	9	5	80.0%	13	16	-18.8%	2	2		3	5	-40.0%	1	1		52	42	23.8%

注：陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と貨物取扱業の陸上貨物の和です。交通運輸業は、運輸交通業のうち道路貨物運送業を除いたものです。